

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	48,400,000
計	48,400,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (平成18年3月31日)	提出日現在発行数 (平成18年6月21日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	17,583,100株	35,173,800株	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	17,583,100株	35,173,800株	—	—

- (注) 1 平成18年1月31日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。
- 2 提出日現在の発行数には、平成18年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月20日）		
	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数	250個 (注) 1	240個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	25,000株 (注) 2	48,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,612円 (注) 3	1株当たり806円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成15年2月1日から 平成18年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,612円 資本組入額 806円	発行価格 806円 資本組入額 403円
新株予約権行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在は100株ですが、平成18年1月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、提出日の前月末現在は、200株となっております。また、提出日の前月末現在の「新株予約

権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」がそれぞれ調整されております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- 4 ①新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。
- イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
 - ロ・会社都合により任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
 - ハ・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ②新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則認めない。
- ④その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

株主総会の特別決議日（平成15年6月19日）		
	事業年度末現在 （平成18年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年5月31日）
新株予約権の数	43個（注）1	43個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,300株（注）2	8,600株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,426円（注）3	1株当たり713円（注）3
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日から 平成19年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,426円 資本組入額 713円	発行価格 713円 資本組入額 357円
新株予約権行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左

- （注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在は100株ですが、平成18年1月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、提出日の前月末現在は、200株となっております。また、提出日の前月末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」がそれぞれ調整されております。
- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- 4 ①新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。
- イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
- ロ・会社都合により任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ハ・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ②新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。

- る。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則認めない。
- ④その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

株主総会の特別決議日（平成16年6月18日）		
	事業年度末現在 （平成18年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年5月31日）
新株予約権の数	340個（注）1	326個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注）2	65,200株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,674円（注）3	1株当たり837円（注）3
新株予約権の行使期間	平成17年2月1日から 平成20年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,674円 資本組入額 837円	発行価格 837円 資本組入額 419円
新株予約権行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左

- （注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在は100株であります。平成18年1月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、提出日の前月末現在は、200株となっております。また、提出日の前月末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」がそれぞれ調整されております。
- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- 4 ①新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。
- イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
- ロ・会社都合により任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利

- 行使できる。
 ハ・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
 ②新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。
 ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則認めない。
 ④その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

株主総会の特別決議日（平成17年6月21日）		
	事業年度末現在 （平成18年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年5月31日）
新株予約権の数	372個（注）1	358個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	37,200株（注）2	71,600株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,995円（注）3	1株当たり998円（注）3
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から 平成21年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,995円 資本組入額 998円	発行価格 998円 資本組入額 499円
新株予約権行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左

- （注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在は100株であります。平成18年1月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、提出日の前月末現在は、200株となっております。また、提出日の前月末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」がそれぞれ調整されております。
- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- 4 ①新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・

- 監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。
- イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
- ロ・会社都合により任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ハ・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ②新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則認めない。
- ④その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年8月31日 (注) 1	1,000	17,531,000	0	1,908	0	2,694
平成16年4月30日 (注) 1	8,000	17,539,000	6	1,914	6	2,700
平成16年7月31日 (注) 1	10,000	17,549,000	7	1,922	7	2,708
平成17年5月31日 (注) 1	300	17,549,300	0	1,922	0	2,708
平成17年6月30日 (注) 1	2,600	17,551,900	1	1,924	1	2,710
平成17年7月31日 (注) 1	4,000	17,555,900	3	1,927	3	2,713
平成17年8月31日 (注) 1	4,500	17,560,400	3	1,931	3	2,717
平成17年9月30日 (注) 1	4,100	17,564,500	3	1,934	3	2,720
平成17年11月30日 (注) 1	1,100	17,565,600	0	1,935	0	2,721
平成17年12月31日 (注) 1	7,500	17,573,100	6	1,941	6	2,727
平成18年1月31日 (注) 1	2,600	17,575,700	2	1,943	2	2,729
平成18年2月28日 (注) 1	7,400	17,583,100	6	1,949	6	2,735

- (注) 1 新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された新株引受権を含む)による増加であります。
- 2 平成18年4月1日をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数は17,583,100株増加しております。
- 3 平成18年5月に新株予約権の行使により発行済株式総数が76百株、資本金3百万円及び資本金剰余金が3百万円増加しております。

(4) 【所有者別状況】

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	48	16	64	56	3	3,697	3,884	—
所有株式数(単元)	0	29,910	2,168	98,456	17,657	36	27,595	175,822	900
所有株式数の割合(%)	0	17.01	1.23	56.00	10.04	0.02	15.70	100.0	—

(注) 「単元未満株式の状況」の欄には自己株式55株が含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事(株)	東京都港区北青山2丁目5番1号	6,032	34.30
伊藤忠テクノサイエンス(株)	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号	2,130	12.11
みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	678	3.85
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	617	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	601	3.42
みずほ情報総研(株)	東京都千代田区神田錦町2丁目3	544	3.09
富士通(株)	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	460	2.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P. O. BOX 518 IFC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	276	1.57
CRC従業員持株会	東京都江東区南砂2丁目7番5号	265	1.50
ビーエヌピー パリバ セキュリティーズ サービス ルクセンブルグ ジャスデック セキュリティーズ (常任代理人香港上海銀行東京支店)	23, AVENUE DE LA PORTE NEUVE L - 2085 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	238	1.35
計		11,843	67.35

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,575,600	175,756	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 900	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	17,583,100	—	—
総株主の議決権	—	175,756	—

② 【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 CRCソリューションズ	東京都江東区南砂2丁目7番 5号	6,600	—	6,600	0.0
計	—	6,600	—	6,600	0.0

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

- ①平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社および当社連結子会社の取締役、監査役、および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年6月20日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社使用人 9名 当社子会社の取締役 14名 当社子会社の監査役 1名 当社子会社の使用人 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

②平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社および当社連結子会社の取締役、監査役、および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役員 2名 当社使用人 13名 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の使用人 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

③平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社および当社連結子会社の取締役、監査役、および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月18日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 2名 当社常務執行役員 1名 当社執行役員 8名 当社使用人 44名 当社子会社の取締役 10名 当社子会社の監査役 1名 当社子会社の使用人 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

④平成13年改正前旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社および当社連結子会社の取締役、監査役、および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月21日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名 当社常務執行役員 1名 当社執行役員 6名 当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名 当社子会社の監査役 1名 当社子会社の執行役員 4名 当社子会社の使用人 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ【定時総会決議による買付けの状況】

該当事項はありません。

ロ【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

平成18年6月20日現在

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会での決議状況 (平成17年6月21日決議)	1,000	2,000,000
前決議期間における取得自己株式	900	1,728,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	100	272,000
未行使割合 (%)	10.0	13.6

(注) 平成18年4月1日付で1株を2株に株式分割しております。上記株数については、株式分割前の株式数を記載しております。

平成18年6月20日現在

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会での決議状況 (平成17年7月29日決議)	7,000	14,000,000
前決議期間における取得自己株式	6,600	12,501,400
残存授権株式の総数及び価額の総額	400	1,498,600
未行使割合 (%)	5.7	10.7

(注) 平成18年4月1日付で1株を2株に株式分割しております。上記株数については、株式分割前の株式数を記載しております。

ニ【取得自己株式の処理状況】

平成18年6月20日現在

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行った取得自己株式	1,000	1,874,460

ホ【自己株式の保有状況】

平成18年6月20日現在

区分	株式数 (株)
保有自己株式数	13,352

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取りによる自己株式が含まれております。なお、当該株式には、平成18年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

株主への配当政策につきましては、経営上の最重要課題のひとつと位置づけており、今後の利益配分については株主の皆様への還元を重視し、連結業績に応じた配当（配当性向20%を目処）を継続的、安定的に行うことに努めます。

(注) 当期の中間配当に関する取締役会決議日 平成17年10月31日

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	1,880	1,770	1,650	1,790	3,020
最低(円)	1,052	995	1,005	1,240	1,428

(注) 最高・最低株価は、平成14年9月1日以前は東京証券取引所市場第二部における株価、平成14年9月2日以降は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年 10月	11月	12月	平成18年 1月	2月	3月
最高(円)	2,080	2,445	2,745	2,680	3,020	2,700 ※ 1,365
最低(円)	1,805	1,935	2,305	2,355	2,445	2,465 ※ 1,306

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。
2. ※印は、株式分割（平成18年4月1日、1株→2株）による権利落の株価であります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	社長執行役員	杉山 尋美	昭和20年4月1日生	平成11年4月 平成11年6月 平成13年6月 平成14年6月	伊藤忠商事(株)宇宙・情報・マルチメディアカンパニー エグゼクティブバイスプレジデント 同社執行役員 当社取締役 常務執行役員 代表取締役 社長執行役員(現任)	21
代表取締役	専務執行役員 社長補佐 営業全般担当 (兼)データセンター事業部長(兼)ビジネスソリューション第2事業担当	小菅 和夫	昭和21年9月8日生	昭和40年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年10月 平成16年9月 平成18年2月 平成18年4月	当社入社 取締役 常務取締役 取締役 常務執行役員 代表取締役 専務執行役員(現任) 社長補佐 営業全般担当(現任) (兼)データセンター事業部長(現任) インフォ・アベニュー(株)代表取締役社長兼任(現任) (兼)ビジネスソリューション第2事業担当(現任)	16
取締役	専務執行役員 ビジネスソリューション第1事業部長(兼)ERPシステム事業担当(兼)食品流通事業担当	夏目 浩昭	昭和22年7月2日生	昭和62年10月 平成9年6月 平成12年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年4月 平成18年4月	当社入社 取締役 常務取締役 取締役 常務執行役員 取締役 専務執行役員(現任) ビジネスソリューション第1事業部長(兼)食品流通事業担当(現任) (兼)ERPシステム事業担当(現任)	8
取締役	常務執行役員 科学システム事業部長	石井 建治	昭和22年2月6日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成13年6月 平成15年4月 平成15年6月	当社入社 取締役 執行役員 科学システム事業部長(現任) 取締役 常務執行役員(現任)	12
取締役	常務執行役員 社長付 特命事項担当	竹中 公一	昭和23年3月22日生	平成14年4月 平成14年7月 平成15年3月 平成15年6月 平成17年4月 平成18年4月	(株)みずほ銀行常務執行役員 上野産業(株)入社 社長室長 当社入社 取締役 常務執行役員(現任) ビジネスソリューション第2事業部長 社長付 特命事項担当(現任)	4
取締役	常務執行役員 次期店舗システムプロジェクト推進部長(兼)生活流通事業担当	大西 恭二	昭和23年2月10日生	平成9年4月 平成10年6月 平成11年4月 平成11年6月 平成13年4月 平成13年6月 平成16年6月 平成16年9月 平成17年4月 平成17年9月	伊藤忠商事(株)情報システム統轄部長 当社監査役 当社入社 取締役 データセンター事業部長 執行役員 取締役 常務執行役員(現任) 生活流通事業部長 精藤股份有限公司董事長兼任(現任) 次期店舗システムプロジェクト推進部長(兼)生活流通事業担当	18
取締役	常務執行役員 グループ機能センター長 (兼)チーフ・コンプライアンス・オフィサー	富田 博	昭和24年2月3日生	平成11年4月 平成14年6月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年4月	伊藤忠商事(株)人事部長 同社執行役員 当社入社 取締役 常務執行役員(現任) 人事・総務・法務審査担当 (兼)チーフ・コンプライアンス・オフィサー(現任) グループ機能センター長(現任)	8
取締役	非常勤	長谷部 英則	昭和35年8月13日生	昭和59年4月 平成11年3月 平成12年4月 平成18年4月 平成18年6月	伊藤忠エレクトロニクス(株)出向 シーティーシークリエイティブ(株)出向 同社代表取締役社長 同社情報産業部門情報産業ビジネス部長(兼)ソリューション事業推進課長(現任) 当社取締役(現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役	非常勤	野田 俊介	昭和37年5月7日生	平成元年10月 平成5年4月 平成12年11月 平成18年4月 平成18年6月	伊藤忠テクノサイエンス(株)出向 同社首都圏営業部グループリーダー 伊藤忠商事(株)情報産業部門ネットベンチャー開発室長 同社情報産業部門ビジネスソリューション部長(現任) 当社取締役(現任)	—
監査役	常勤	海野 美久	昭和21年12月16日生	昭和61年4月 平成10年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年1月 平成17年5月 平成17年6月	伊藤忠商事(株)産業電子機器部 産業電子機器第二課長 伊藤忠エレクトロニクス(株) 代表取締役社長 伊藤忠テクノサイエンス(株)取締役 当社取締役 常務執行役員 当社取締役退任 (株)ITファンリティ・マネジメント 取締役副社長 同社取締役 副社長執行役員 当社入社 常勤監査役(現任)	15
監査役	常勤	末田 昭	昭和23年11月22日生	平成元年4月 平成6年8月 平成7年5月 平成12年6月 平成14年4月 平成17年6月	(株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 資金証券部主任調査役 同行資金証券部トレジャリーグループ次長 同行市場リスク管理室長 (株)第一勧銀総合研究所 専務取締役 みずほ総合研究所(株) 上席執行役員 当社常勤監査役(現任)	0
監査役	非常勤	秋光 実	昭和25年10月3日生	平成元年4月 平成10年7月 平成11年4月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成18年4月	伊藤忠商事(株)情報システム企画部 企画統轄チーム長 同社繊維情報企画部長 同社繊維カンパニー チーフインフォメーションオフィサー 同社IT企画部長(現任) 当社監査役 当社監査役退任 当社監査役(現任) 伊藤忠商事(株)執行役員 同社常務執行役員(兼)ITOCHU DNAプロジェクト室長(現任)	—
監査役	非常勤	佐藤 茂隆	昭和33年10月22日生	昭和56年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成16年4月 平成16年6月	伊藤忠商事(株)入社 同社情報産業ビジネス部情報産業第四課長 同社通信ビジネス部情報通信課長 同社情報通信ビジネス部長代行(兼)情報通信第一課長 同社宇宙・情報・マルチメディア事業総括部長(兼)事業総括チーム長(現任) 当社監査役(現任)	—
計						106

- (注) 1 取締役長谷部英則、野田俊介は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役末田昭、秋光実、佐藤茂隆は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 当社では、コーポレートガバナンスを強化すべく、「経営の監督」と「業務の執行」を分離するため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は上記の兼務執行役員7名と以下の専任執行役員8名の計15名で構成されております。

常務執行役員	鎌田 稔	アサヒビジネスソリューションズ(株)代表取締役社長
執行役員	大原 章生	ERPシステム事業部長
執行役員	西村 隆治	生活流通事業部長(兼)開発部長
執行役員	菖蒲田 徹	グループ職能センター 財務経理部長
執行役員	柴田 寛	グループ職能センター 経営企画部長
執行役員	岡松 宏明	ビジネスソリューション第1事業部長代行(兼)産業システム第5部長
執行役員	奥木 洋一	食品流通事業部長
執行役員	原口 栄治	ビジネスソリューション第2事業部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社及びグループ各社では、企業経営における重要項目と位置付ける「CRC企業理念」及び「CRC企業行動規準」を定めております。その中で、「我が国経済、社会の情報基盤の構築に貢献する企業であることを強く自覚し、誠実かつ公正な事業を展開し、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動します。我々は、単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経済主体であるのみならず、広く社会にとって有用な存在であり続けます」としており、すべての役員・社員に周知徹底を図っております。また、企業価値の増大にむけて、より効率的で柔軟性に富み、健全で透明性の高い経営をおこなうことを目的とし、経営体制、組織、経営システム全般を整備し、必要な施策をタイムリーに実施していくことが、コーポレート・ガバナンスへの取組みの基本的な考え方であり重要な課題と位置付けております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

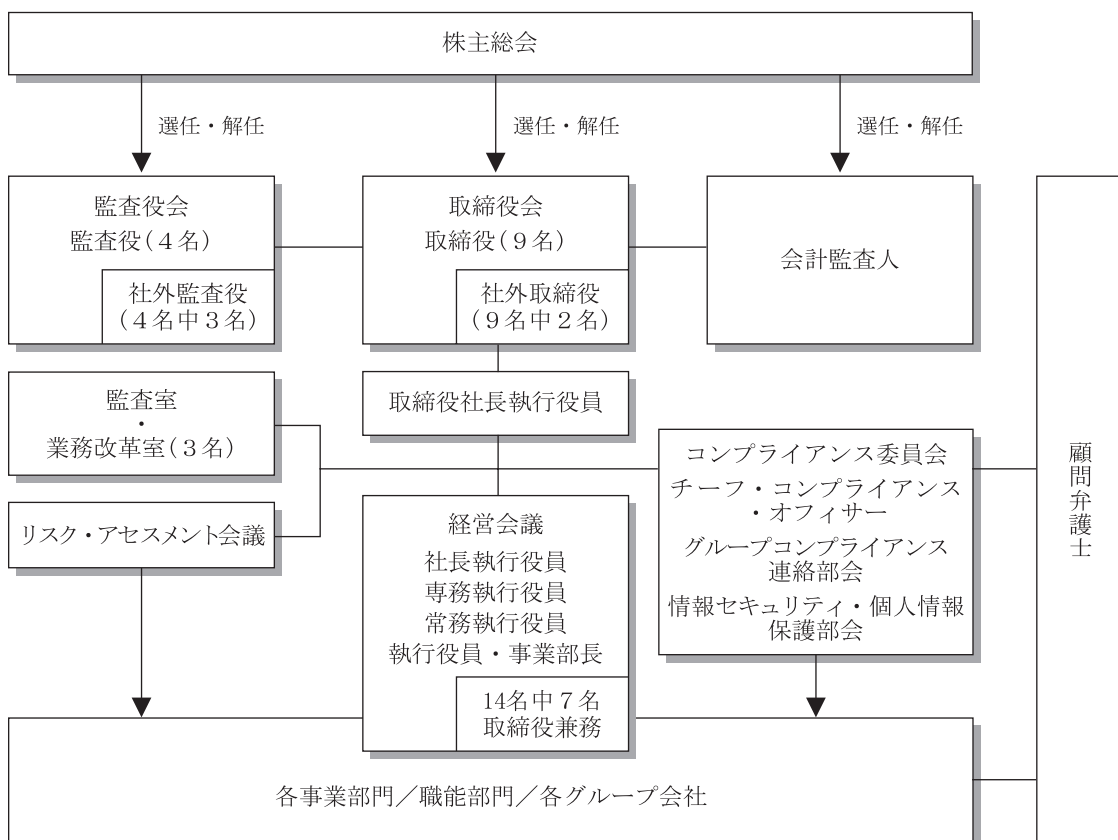
①会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関として会社法に規定する株主総会、取締役会を設置しております。このほかに法律の規定には基づかない社内制度として、コンプライアンス委員会を設置しております。また、執行役員制度を導入して業務執行は基本的に執行役員が実行しております。委員会等設置会社に移行することの是非については、今後もコーポレート・ガバナンスの充実にあたっての重要な選択肢として捉え継続して検討してまいります。委員会等設置会社の外部人材による牽制機能強化における趣旨と狙いについては、当社が活用すべき部分については積極的に取り入れを図っております。

平成16年6月に外部有識者による報酬アドバイザーボードを設置し、取締役賞与と退職慰労金の決定プロセスとその算定方式を見直し、従来以上に企業業績の成果を重視した、より透明性の高い制度に改定いたしました。

また、平成16年6月の定時株主総会におきまして、取締役の任期を1年とし、企業業績結果、会社が掲げる目標の達成度等からみた取締役の評価を、よりタイムリーに株主が行えるようにいたしました。

②当社の経営組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



③会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

取締役会は取締役9名で構成しており、迅速に経営判断できるよう少人数で運営しております。原則として毎月1～2回開催しており、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。また、執行役員制度を導入しており、取締役会の戦略決定及び監督機能と、執行役員の業務執行機能の分離を明確にすることにより、経営環境の変化に迅速に対応できる体制となっております。原則として執行役員が各事業部の責任者となっており、各自責任ある判断ができるよう権限の委譲を行っております。執行役員会は原則として月2回開催しており、各事業部から現状報告が行われ、論議のうえ具体的な案件の方針等が決定されております。なお、このほかに四半期ごとに取締役会メンバーとグループ会社社長をメンバーとするグループ社長会を開催し、グループ経営方針徹底と営業状況把握の確認を行いグループとしての企業価値の増大に注力しております。

国内外の関係会社を含めた経営の妥当性、業務遂行における適切性、信頼性、効率性等を適宜経営者が把握するため、業務執行から独立した形で業務監査室を設け、報告と勧告を行いフォローアップしています。また、情報セキュリティや品質管理などに関する専門監査部署との連携を取り、その内部統制を監査し、当社監査役及び監査法人との連携を取りコーポレートガバナンス強化にも注力しています。グループ各社に対しては、経営の重要事項に係わる関係会社諒解基準を定め、グループ全体の経営・管理強化を図っております。

法の遵守と倫理に基づく企業行動を規定する「CRC企業行動規準」を定めており、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の責任と指導体制のもと、コンプライアンス委員会を設置し、社内外からの危機情報・内部情報の提供先として社内と社外（顧問弁護士）窓口や「グループコンプライアンス連絡部会」、及び「情報セキュリティ・個人情報保護部会」を設置し、各種施策を実施して当社グループ全体のコンプライアンスを徹底させております。情報セキュリティにつきましては「CRC情報セキュリティガイドライン」、個人情報保護につきましては「CRC個人情報保護コンプライアンス・プログラム」をそれぞれ制定し、全グループ役員・社員ならびに協力会社社員等の全関係者に対するeラーニングや定期的な教育研修を行うことにより周知徹底を図り、適切に運営を実施しております。なお、当社は、平成10年よりプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク付与認定事業者として認定され継続しております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役は4名で、3名が社外監査役、2名が常勤監査役であります。当期におきましては、監査役会は6回開催されました。監査役は取締役会への出席、グループ会社を含めた重要会議への出席、往査、事業部門・職能部門のヒアリングを行うとともに、代表取締役との意見交換、会計監査人からの監査計画報告、会計監査結果報告、グループ会社の監査役連絡会議などを通じてグループ経営状況の把握を進め、監査の実効性と効率性の向上をめざしています。

⑤会計監査の状況

商法監査と証券取引法監査は、監査法人トーマツに依頼しております。

会計監査人である監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、監査法人は、自主的に当社監査に従事する業務執行社員について一定期間以上当社の会計監査に関与しない措置をとっております。当社と監査法人の間では、商法監査と証券取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基き報酬を支払っております。

平成18年3月期における会計監査の体制は以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員： 川上 豊、高橋 勝

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名、 会計士補 3名、 その他 2名

⑥社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役2名のうち、1名は親会社である伊藤忠商事㈱の従業員を兼務、他1名は親会社の子会社である伊藤忠テクノサイエンス㈱の従業員を兼務しております。また、社外監査役3名のうち2名は伊藤忠商事㈱の従業員を兼務しております。

(2) リスク管理体制の整備状況

当社を取り巻く環境で発生する様々なリスクにつきましては、情報を一元的にチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）に速やかに集約し、重大事象の場合はコンプライアンス委員会のもと緊急時対策本部を構成して業務継続計画（BCP）も含め対策を講じ、社長判断に沿って対応してまいります。

当社受注案件に関するリスク管理体制は、一定の大型案件、特別な取組みに関しましては、随時リスク・アセスメント会議を開催し、案件の妥当性、効率性を検証するとともに、リスクの評価・識別をし、リスクへの対処方法等協議し承認手続きが行われるようにしております。案件の推進後も認定レビューを設置し、その進捗状況と今後の見通しについても継続的にレビューを行う体制を整えております。

(3) 役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 341百万円

監査役の年間報酬総額 83百万円

(4) 監査報酬の内容

当社の監査法人トーマツへの公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規程する業務に基づく報酬は32百万円であります。